RSウイルスワクチン接種をご希望の方へ

予防接種に関する重要な情報です。必ずお読みください。

1.RSウイルス感染症とは

- RSウイルス感染症は、RSウイルス※に感染することによって起きる呼吸器の感染症です。
- •2歳になるまでにほぼ100%の乳児がRSウイルスに感染するといわれています。
- 感染すると、ウイルスの潜伏期間は4~5日を経て、数日にわたり発熱や鼻汁、せき、のどの痛みなど、かぜの症状が続きます。さらに呼吸器の炎症が進み、細気管支炎や肺炎を発症する場合があります。
- 小さなお子さん (新生児や乳幼児) が感染すると症状が重くなる可能性があります。
- ※ RSウイルス: respiratory syncytial (呼吸器合胞体) ウイルス

2.母子免疫について

- ・小さなお子さん(新生児や乳幼児)では、ウイルスや細菌等の病原微生物に対する抵抗力(免疫)が未発達なため、様々な感染症にかかりやすい状態にあります。
- 大人は様々なウイルスや細菌に感染した経験があり、その経験を体の免疫機能が記憶しています。
- 妊娠中にお母さんから赤ちゃんへ、胎盤を通じて抗体の一部が移行することを母子免疫といい、生後6ヵ月ごろまでの間、免疫が未発達な赤ちゃんを感染から守るといわれています。

3.アブリスボ(妊婦接種用)について

- 妊娠中の方がアブリスボを接種すると、母体のRSウイルスに対する抗体の量が増えます。RSウイルスに対する抗体は 胎盤を通じて赤ちゃんに移行され、生後数ヵ月間、RSウイルス感染症から赤ちゃんを保護することが期待されます。
- アブリスボは、RSウイルスが体内の細胞に侵入する際に働く「Fタンパク質」を、組換えDNA技術により改変した タンパク質を抗原として作られたワクチンです。
- •1回、0.5mLを筋肉内接種します。
- ワクチンの接種後、副反応があらわれる可能性があります。ワクチン接種直後から数時間後、また数日が経過してからあらわれる場合もあります。
- 副反応として、接種部位の腫れ・紅斑・痛み、倦怠感、軽度の発熱や低血圧、吐き気、失神(血管迷走神経反応)などがみられる場合があります。
- まれですが、ショック、アナフィラキシー様反応(接種後30分以内にあらわれる呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)やけいれんなどの副作用があらわれることがあります。このような症状があらわれた時は、すぐに医師や看護師に申し出てください。なおRSウイルスワクチンの接種により健康被害が発生した場合には、「医薬品副作用被害救済制度」により医療費等の給付が受けられる場合があります。詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ等をご覧ください。(次ページ参照)
- 接種後に気になる症状等がある場合には、医師や看護師にご相談ください。

4.アブリスボ接種の際の注意点

〇次の方は接種を受けないでください。

- 発熱している方
- 重篤な急性疾患にかかっている方
- •本剤の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある方
- その他、かかりつけの医師に予防接種を受けない方がよいといわれた方

〇次の方は接種前に医師や看護師に相談してください。

- 血小板が少ない方あるいは出血しやすい方、又は抗凝固療法を受けている方
- •このワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれのある方
- 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全の人がいる方
- 授乳を行っている方
- 心臓血管系、腎臓、肝臓、血液等に関わる病気と診断された方
- 腎機能障害、肝機能障害をお持ちの方

〇アブリスボ接種後の注意点

- ・接種後30分は、注意深い観察が必要です。病院内でイスに座るなどして様子をみます。
- •接種した当日は、安静に過ごしてください。
- 接種した部位を清潔に保ってください。接種した日に入浴しても問題ありませんが、体を洗うときに接種部位を こすらないようにしてください。
- •接種部位の変化、接種後の体調の変化に注意してください。
- •接種部位の異常や体調の変化、高熱、けいれんなどの異常な症状がみられる場合には、すみやかに医師の診察を受けてください。
- ●体調の変化等で他の医療機関を受診される場合は、母子手帳をお持ちいただくとともに、アブリスボを接種したことをお伝えください。
- ●他の医療機関を受診された場合、アブリスボを接種した医療機関にもお知らせください。

「組換えRSウイルスワクチン(アブリスボ筋注用)接種申込書・予診票」にご記入の上、医師の診察を受けてください。 もし、普段と変わったことがあった場合には医師にご相談ください。

【参考】

RSウイルスワクチンの接種により健康被害が発生した場合には、「医薬品副作用被害救済制度」により医療費等の給付を受けられる場合があります。詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ等をご覧ください。

医薬品副作用被害救済制度

予防接種法の定期接種によらない任意の予防接種によって健康被害(医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院が必要な程度の疾病や障害など)が生じた場合は、医薬品医療機器総合機構法による被害救済の対象となります。健康被害の内容、程度等に応じて、薬事・食品衛生審議会(副作用・感染症等被害判定部会)での審議を経た後、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金などが支給されます。

問い合わせ先は下記のとおりです。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 救済制度相談窓口

電話:0120-149-931(フリーダイヤル) URL:http://www.pmda.go.jp

接種予定日				医療機関名	
月	日	()		
時	分				